

市制施行90周年実行委員会設置要綱

令和8年1月20日制定

(設置及び目的)

第1条 市制施行90周年を迎え、様々な行事やイベントをつなぎ、一体感をはぐくみ、100周年に向けて力強く歩みを進めるための盛り上がりとするため、市制施行90周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、目的達成のため次のことを行う。

- (1) 関係機関及び関係団体が行う記念事業に関すること。
- (2) その他、必要なこと。

(組織)

第3条 実行委員会は、別表第1に掲げる団体等の代表者等（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 参与は、防府市議会議長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長は会長をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から事業の終了する日までとする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務を処理するために、総合政策部政策推進課に事務局を置く。

2 事務局長は、総合政策部長をもって充てる。

(経理)

第10条 実行委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月20日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1)

防府商工会議所
一般社団法人防府観光コンベンション協会
公益財団法人防府市文化振興財団
防府市文化協会
防府市スポーツ協会
防府市自治会連合会
公益社団法人防府青年会議所
防府市文化スポーツ観光交流部長